

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年七月十六日

政 令

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百六号
特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令
内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
特定複合観光施設区域整備法の施行期日は、令和三年七月十九日とする。

内閣総理大臣	菅 義偉
法務大臣	上川 陽子
財務大臣	麻生 太郎

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百七号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令
内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国に納付する手数料の額）

第一条 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）法第二百五十二条第一項

又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあっては、二万三千円）を加えた額

イ 当該検定に必要な試験項目（法第二百五十二条第三項第一号に規定する技術上の規格の内容に応じ、当該規格に適合するかどうかを審査するための試験の項目であつて、カジノ管理委員会規則で定めるものをいう。以下このイにおいて同じ。）に係る試験項目別費用額（試験項目ごと

則で定める額をいう。）の合算額
ロ 十五万二千四百円（電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る検定にあっては、十一万二千九百円）

二 法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者であつて、指定試験機関が行う試験を受けたもの検定一件につき、前号ロに掲げる額に一万二千四百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあっては、一万三千百円）を加えた額

三 法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者 検定一件に必要な試験につき、第一号イに掲げる額

政令第二百八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令
内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百五十七号を第四百五十八号とし、第四百五十二号から第四百五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四百五十一号の次に次の二号を加える。

四百五十二 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により同法第三条第八号に規定する申請等をする場合における手数料の額は、前項各号に定める額から二百五十円を減じた額とする。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる者に係る検定の申請について、カジノ管理委員会が、電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第二百五十二条第三項第二号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該設備等の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号に掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額を加えた額とする。

一 職員二人が当該出張に係ることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び次項において「旅費相当額」という。）

二 八万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
4 前項の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イの行政職俸給表（）に掲げる職務の級が四級である者としてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

（国に納付する手数料の納付方法）

第二条 前条の手数料は、検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（指定試験機関に納付する手数料）

第三条 法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第一号イに掲げる額に十二万九百円（電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあっては、六万九千円）を加えた額とする。
2 前項の手数料は、法第二百六十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付なければならない。

この政令は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

附 則
この政令は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。
十九日）から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

条 約

国際航路標識機関条約をここに公布する。

御名 御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

条約第八号

国際航路標識機関条約

前文

この条約の締約国は、

千九百五十七年七月一日に国際灯台協会が設立され、千九百九十八年に国際航路標識協会へと名称を改めたことを想起し、千九百九十八年に国際航路標識協会へと名称を改めたことを想起し、千九百七十四年の海上における人命海事界の利益及び環境の保護のための安全で経済的かつ能率的な船舶の移動を目的とする航路標識の改善及び継続的な調和における国際航路標識協会の役割を認識し、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約及び改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の規定を考慮し、さらに、海事界の利益及び環境の保護のために航路標識を開発し、改善し、及び調和させることについて、国際機関によって最も調整が図られることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 設立

1 この条約により、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。

2 機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。

3 機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。
4 機関の運営に関する細目は、一般規則で定める。一般規則は、この条約の規定に従うが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則との他の機関の管理に関する基本文書とが抵触する場合には、この条約が優先する。

第二条 定義

この条約の適用上、

1 「航路標識」とは、安全かつ能率的な個々の船舶の航行及び船舶交通を促進するために設計され、又は運用される船舶外の装置、設備又はサービスをいう。この定義には、機関の運用上、船舶交通サービスを含む。

2 「加盟国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、この条約が効力を生じている国をいう。

3 「準加盟国」とは、領域又は領域の集合であつてその国際関係について加盟国が責任を有し、かつ、当該加盟国が加盟を要請し、その加盟が総会によつて承認されたもの及び附属書5の規定に基づく国際航路標識協会の国家会員のうち加盟国以外の國のものをいう。

4 「賛助加盟員」とは、販売のための航路標識の設備の製造者若しくは流通業者又は契約に基づき航路標識のサービス若しくは技術上の助言を提供する組織その他航路標識に関心を有する組織若しくは科学機関であつて、加盟を申請し、理事会によつて承認されたものをいう。

第三条 目的

機関は、次の目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。
(a) 海事界の利益及び海洋環境の保護のために、世界的な航路標識の改善及び調和を通じて、安全かつ能率的な船舶の移動を促進すること。
(b) 航路標識に関する専門知識及び科学技術の開発及び移転に関する全ての事項についての技術協力及び能力開発の機会を促進すること。
(c) 航路標識に関する事項についての実行可能な最高基準が一般に採用されることを奨励し、及び促進すること。
(d) 機関が審議している事項についての情報の交換を可能にすること。

第四条 任務

機関が前条に定める目的を達成するための任務は、次のとおりとする。
(a) 非義務的な基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を策定し、及び提供すること。
(b) 加盟国、準加盟国若しくは賛助加盟員により、国際連合のいずれかの機関若しくは専門機関により、又は他の政府間機関に付託された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書について審議し、及び勧告すること。
(c) 協議及び情報の交換（特に、近年の進展並びに加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の活動に関するもの）のための仕組みを提供すること。
(d) 加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で緊密な業務上の関係及び支援を促進することにより、国際協力を促進させること。
(e) 航路標識に関する支援を要請する政府、事業者及び他の組織に対する支援（技術上、制度上又は訓練上のいずれであるかを問わない。）を円滑にすること。
(f) 会議、シンポジウム、セミナー、研究集会その他の行事を開催すること。
(g) 適当な場合には専門的な助言を提供しつつ、関連する国際機関及びその他の組織と連絡を保ち、及び協力すること。

第五条 構成

1 機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。
2 領域又は領域の集合の国際関係について責任を有する加盟国は、事務局長に対し書面による通告を行うことにより、当該領域又は領域の集合の準加盟国の地位を要請することができる。
3 賛助加盟員の地位の申請については、申請者がその活動を行っている一若しくは二以上の加盟国又は申請者が業務を行う主たる場所若しくは登録された事務所が所在する一若しくは二以上の加盟国により当該申請の側面が審査されるよう、理事会は要求し、又は加盟国は要請することができる。理事会は、賛助加盟員の地位について決定するに当たり、審査を要請した加盟国及び審査を行つた加盟国の見解を考慮する。

第六条 組織

1 機関は、次の諸組織を有する。
(a) 総会
(b) 理事会
(c) 事務局
機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織
2 機間に、一の議長国及び一の副議長国を置く。議長国（議長国が不在である場合には、副議長国）は、総会及び理事会の議長となる。
3 一般規則及び財政規則には、各組織に適用され、かつ、機関の日々の管理を規律する手続規則を詳細に定めるものとする。